

新 入国審査で、外国人に 指紋採取と顔写真撮影を強制

一問われる

「悪いことしていない外人なら

おそれることはない」の人権感覚

入 管難民法の改正に伴い、新しい入国審査制度が、2007年11月20日から、全国の27空港や126港湾で稼働した。わが国に入国する16歳以上の外国人を対象に、スキャナーで両手ひとさし指の指紋を読み取り、続いて顔写真の撮影を強いる。こうした情報は、過去に強制退去処分を受けた外国人や警察による指名手配者らの生体情報を集めたデータベースとその場で照合される。

入国審査に指紋などの生体情報を使うシステムは、同時多発テロを契機に、2004年にアメリカで初めて導入された。表向きは「テロ対策」。だが、指紋という生体情報を利用することは人権侵害ではないか。

新制度で問われるのは指紋の採取だ。わが国ではかつて、外国人差別の象徴として、外国人登録の際に指紋押なつを強いていた。外国人の生体情報、とりわけ指紋の収集・管理をめぐる、1995年の指紋押捺拒否訴訟の最高裁判決がある。原告敗訴となったものの、判決では「指紋は利用次第でプライバシー侵害になる」「みだりに指紋押なつを強制されない自由を持ち、在留外国人にもおよび」と指摘。これ

を受けて、指紋押捺制度は1999年に全廃された。今回の制度は、あきらかに時代に逆行している。「悪いことをしていない外国人なら何もおそれることはない」、ではすまされない。かつての指紋押捺拒否運動や訴訟は時代の遺物と割り切ってよいはずはないからだ。

“人格権”とは何かを省みるために、あの時代の運動や判決の意義を、日本国籍を持つ者と持たない者がいっしょになって考える必要がある。日弁連は「情報の保存期間が不明で、犯罪捜査に際限なく利用される」との懸念を表明した。テロをなくすことは重要だとしても、外国人の人格権を後退させてはならない。

今回の新制度導入は国民の間での十分な議論なしに成立した。こうしたやり方を許すことは、いま闇で役所がすすめている社会保障番号・ICカードプランなどにも呼び水になりかねない。先端技術(ハイテク)の進化は留まるどころを知らない。こうしたハイテクを活用して、着々と進められる“究極のプライバシーとも言われる生体情報の採取・利用・公有”には慎重な対応が求められる。今後の運用について、国民は厳しく監視するように求められる。

- ・巻頭言～外国人入国者に指紋採取と顔写真を強制
- ・民主党有志勉強会の概要
- ・国家斉唱不起立者情報収集は違法
- ・社保番号カード構想を問う
- ・「給付(還付)つき税額控除」とは何か
- ・日弁連「社会保障番号」制度に関する意見書

今年もPIJの支援をよろしくお願いします。



2008年1月7日

PIJ代表 石村 耕治

民主党有志勉強会

社会保障番号・カード、ジョブカードを考える

開催される

— 政治が社会保障番号プランのストップに向けて始動

2007年11月1日、衆議院第2議員会館第4会議室において、「社保カード・ジョブカードを考える民主党有志勉強会」が開催されました。この勉強会は、2007年6月14日に安倍前首相が、参院厚生労働委員会で社会保険番号制度を導入するプランを表明したことから（詳しくはCNNニュース50・51号参照）、政治がこのプランにストップをかけることを狙いとして開かれました。

この勉強会には、民主党議員をはじめ、日弁連

から4人、市民団体から10数人、それに議員秘書やジャーナリストが加わり、40人ほどの聴講参加がありました。この問題に対する関心の高さが窺われました。当日の勉強会には、日本消費者連盟の吉村英二氏と石村耕治PIJ代表が講師を務めました。また、PIJからは、我妻事務局長と私中村克己が聴講参加しました。当日の勉強会の概要を報告します。

（CNNニュース編集部）

日時：平成19年11月1日（木）14：30～（1時間程度）

場所：衆議院第2議員会館仮庁舎内、第4会議室

呼びかけ人：石関貴史、河村たかし、篠原孝、鈴木克昌、前田雄吉、松木謙公

（敬称略50音順）

（司会・進行） 石関貴史 議員

1. 河村たかし議員 あいさつ（5分）有志議員の会（仮称）の結成にあたって
～住基ネットを超えるハイパーな総背番号制構想点検の必要性

2. 勉強会

講師 **・吉村英二（日本消費者連盟）**（25分）

閣議決定された社会保障番号・カードとは

～社会保障番号・ICカードに関する役所の動きを報告する

講師 **・石村耕治（白鷗大学教授・PIJ代表）**（25分）

社保カード・ジョブカード構想の問題点

～住基ネットを超える「社会保障番号・カード構想」の危うさ

3. 今後の進め方

次回勉強会の提案、会の構成など

両講師による講演のポイント

まず、吉村英二氏は、社会保障番号導入プラン

の経緯について報告しました。2007年6月14日、安倍前首相が社会保障番号制度を導入する考えを表明。続いて同月19日には、社会保障番

号を格納する「健康ITカード」の導入を盛り込んだ「経済財政改革の基本方針2007」が経済財政諮問機関より答申され、同日これが閣議決定。こうした経緯について詳しく解説が行われました。また、自民党参議院選挙マニフェスト「『美しい国、日本』に向けた155の約束」で同様の主旨の方針を打ち出していたこと等の説明がありました。同氏から、「民主党に、プランが閣議決定されていることを重く受けとめて、待たなしの状況にあることを認識して欲しい」旨の要望がありました。

一方、石村耕治PIJ代表は、社会保障番号制およびジョブカードの導入をめざす政府の意図、また、実際に導入された場合の具体的な問題点・危険性をアメリカの社会保障番号

(SSN = Social Security Number) を例にして話をすすめました。

質疑応答では、多くの方々が社会保障番号制の導入、そしてその先にある利用拡大に大きな不安があることが窺われました。時間上の関係もあり、1時間程度で閉会となりましたが、第1回目の勉強会にしては上々のすべり出しだったといえます。

今回の勉強会のテーマは、閣議決定されている重い事案です。これをかなり深刻に受けとめている市民団体や日弁連などのサイドと、いまだ問題意識の共有に懸命な議員サイドの間にかかなりの温度差があるのを実感せざるを得ませんでした。石村代表の講演の概要は、次のとおりです。

石村代表講演の概要

はじめに～社会保障番号・ICカード導入に潜む危うさ

利便性の悪い住基コードから、役所や企業などが使い易い社会保障番号へ

- 1 外国在留日本人+日本在留外国人を含めた国民総背番号制の構想
- 2 社会保障ICカードの中央政府交付で、国民皆登録証携帯性導入が狙い
- 3 狙いは官民共用・オープン利用の新総背番号(マスターキー)の導入
- 4 番号とオール・イン・ワンICカードで国民のプライバシー国家管理
- 5 この番号は必ず個人の納税者番号に“エスカレート”する

新番号・カードで、データ監視国家、成りすまし犯罪大国への途

- 1 マスターキーとカードで、丸裸にされ、官民でデータ監視される国民
- 2 センシティブな個人情報の詰まったICカードを持ち歩かされる国民
- 3 「ジョブカード」は職歴の“公的管理”・人権侵害の仕組み
- 4 雇用情報の公的管理、カード管理で危惧される格差社会の拡大
- 5 医療情報の詰まったICカードで“自動徴兵検査”も可能に
- 6 番号の汎用、カードリーダーやウィニーなどで、個人情報の垂れ流し、成りすまし犯罪の多発は確実
- 7 市民が読めないセキュリティの高いICカードは誰のため?
- 8 国民のプライバシーを食い物に、産官学の新たな血税のムダ遣い
- 9 役所主導の住基ネットに続く社保ネットでIT企業には“特需”

アメリカで深刻化する社会保障番号(SSN)の濫用

- 1 アメリカの社会保障番号(SSN = Social Security Number)とは
- 2 “SSN = 個人の納税者番号”の現実
- 3 SSNの汎用、民間利用拡大で“成りすまし犯罪大国”に
- 4 多発するSSN犯罪、議会で問題化、だが決め手なし
- 5 なぜ、SSNカードは“紙製”なのか?“IC”カードでないのか?

むすび～社会保障番号・ICカードは必ず“負の遺産”になる

石村代表講演の概要

国民全員に番号をつけて身分証明カードを所持させる国民管理システムの導入は、1970年代から政府の悲願でした。自治省(現総務省)が計画した住基ネットでは、プライバシー侵害が懸念され、激しい反対にあいました。真の狙いを隠すために住民票コードの民間利用を禁止し、住基カードの所持を任意とするなどとした結果、極めて使い勝手が悪くなりました。住基ネットに参加しない自治体も現れ、自治体をベースにした番号コードとICカードの仕組みは、中央(政府)のコントロールがきかないものになってしまったことに役人は気がつきました。そこで、今回は、厚労省が、年金記録漏れに便乗して、中央が直接コン

トロールできる番号制度をつくる計画をたてたわけです。厚労省にすれば、導入の口実は、年金問題でも、テロ対策でも、何でもよかったです。

しかし、厚労省が「社会保障番号」のネーミングで計画しているのは、民間利用も想定した汎用番号です。また、ICカードの強制的な交付・携行も想定しています。医療・健康・福祉を“人質”に使うとなると、全国民が持たざるを得ないカードになるからです。こうした設計をすれば、番号とICカードで外国人登録者も含めた全国民を徹底監視が可能と読んでいます。ということは、社会保障番号は、汎用番号で、いわば「マスター

キー」です。これを使えば、芋づる式に個人情報を取り出せるため、プライバシーにとってはきわめて危ない番号の仕組みといえます。また、こうした汎用番号のシステムを維持しようとするれば、

莫大な管理コストがかかります。

また、官民が幅広く使う汎用番号は、なりすましなど不正利用や犯罪の温床になりやすいことは、米国の社会保障番号（SSN）の乱用の現状を見ればわかります。社会保障番号やICカードのような役人主導の国民総背番号プランは、政治が積極

的に動かなければ、もはや止めることができません。国民の人格権を護るために、民主党の議員の方々の力量に期待しております。



【向かって左端は河村議員、右端は石村代表】

《ひ弱なわが国のプライバシー保護環境》

ATMのそばに偽装・
設置された監視カメラで、暗証番号盗撮！！
— 監視カメラをしっかりと市民が監視できていない憂うべき現実

(CNNニュース編集部)

監視カメラを偽装して設置されたビデオカメラを使った現金自動出入機（ATM）からの不正引き出し事件が発覚した。各紙の報道によると、ATMのそばに偽装して設置された2台の監視・防犯カメラからATM利用者のカードの暗証番号などを盗撮し、ゴミ箱から拾い集めた明細書の情報を組み合わせて現金を引き出した犯人が、07年11月21日に、窃盗容疑で捕まった。にせものの監視カメラの外見は、通常の防犯カメラとそっくり。市販されている防犯カメラのケースにビデオカメラを入れ、ATMの天井に磁石でベタコンしたものとかが、まさに、

監視カメラをしっかりと監視できていなかったことが原因で起きた事件。偽装監視カメラで、他人の裸を盗撮するケースはこれまでもしばしば見られた。今回は、偽装監視カメラが、金融犯罪に使われたケース。まさに新しい手口といえる。

監視カメラ“性善説”が問われている。犯罪者が監視カメラを偽装して犯罪の小道具に使うことの危険性は、以前から指摘されていたことだ。監視カメラの販売、設置、利用などを含め、野放し状態。プライバシー・肖像権の保護、不正利用の防止等々、監視カメラ規制に向けた適正なルールづくりが求められている。

社保番号・カード構想を問う

— 住基ネットを超える

「ハイパー背番号構想」の危うさ

対論

河村たかし (PIJ相談役・衆議院議員)

石村耕治 (PIJ代表・白鷗大学教授)

はじめに～ハイパー背番号構想を問う

政府は、社会保障番号、社会保障カード（ICカード）の導入をめざしています。「社会保障番号」は、各種の社会保障に関して、保険者や行政機関が資格管理や給付管理等に利用するため、被保険者に各制度や保険者を通じた共通のひとつの番号をつける仕組みです。しかし、社会保障番号・カードには次のような問題があります。

第一に、社会保障番号を導入しても年金記録の未統合問題は解決しないことです。現在でも年金番号があるのに5,000万件もの未統合が存在する事実を見れば、番号による管理の限界は明白です。

第二に、カード導入および管理コストとして、現状とは桁違いの高いコストが発生します。

第三に、個人は国家に番号で管理され、プライバシーが尊重されない仕組みであることも問われています。

社会保障番号は、その個人を特定する4情報

（氏名、性別、生年月日、住所）等をもとに、割り当てられますから住基ネットと同じです。しかも、社会保障番号は、社会保障を受けうる者（日本国籍を有する者+日本に在留し外国人登録を行っている者）すべてが対象で、いわば、“拡大住基ネット”、あるいは“ハイパー国民葬背番号”とも呼べるものです。また、社会保障番号は、納税者番号への転用などを含め民間にわたる幅広い利用も検討されています。一つの番号（マスターキー）によって、国民のプライバシーは丸裸にされることが危惧されます。

財政危機が叫ばれ、少子・高齢化による社会保障費の負担増も必至という状況下にあります。こうした財政環境を無視し、年金記録未統合問題という国民の万全とした不安感につけ込んだ国民総管理システムの導入、ムダ使いを許してはなりません。この問題の本質について、河村たかしPIJ相談役と石村耕治PIJ代表に対論を交わしていただきました。

(CNNニュース編集部)

1 利便の悪い住基コードから、汎用の社会保障番号へ

（石村）安倍さんの置き土産で、「社会保障番号」「社会保障カード」導入に向けて、役人やIT業界、役所おほかえ学者などが議論をすすめてきています。こうした状況の下、07年11月1日には、「社会保障番号・カード、ジョブカードを考える民主党有志勉強会」が開催されました。河村代議士の尽力、ありがとうございました。

（河村）まあ、役所や役人は、何か政策をすすめ

なければ、自分らの存在感がない。そこで、国民の人格権の管理でも、何でも、次々とプランを練ってすすめていくわけですね。かれらといっしょになって“つくる”のは比較的容易です。

（石村）ところが、役人連中がたてたプランを“つぶす”となると、エネルギーがいるわけですね。

（河村）おおせのとおりです。住基ネットの場合と同じで、今度の社会保障番号も“つぶす”作業ですから・・・。

（石村）そうですね。民主党有志勉強会には、

岩国哲人議員とか、番号管理積極派の人も来ていましたよね。賛成派の集りと誤解したんですかね？（河村）どうですかね。勉強会ですから、いろんな人集ってもらった方がいいですよ。

（石村）心が広い。やはり「総理を目指す男」は違う（笑い）。

（河村）かつて、石村代表とかと一緒に、住基ネットつぶしをやりました。その結果、住基ネットは、黒子のような存在になってしまいました。そこで、今回の役人の動きは、要するに、役所はもちろんのこと、民間企業なども幅広く使える、もっと“表街道を大手を振って歩ける番号制度”をつくりたい、というところですかね。

社会保障ICカードの中央政府交付で、国民皆登録証携帯制導入が狙い

（石村）おおせのとおりでしょう。自治体ベースの住基ネット（住基コードや住基カード）は、不参加の自治体が出たり、住基ICカードも任意取得で、自治体も取得奨励に非協力的ために普及率も1%程度です。まったく機能不全状態であります。

（河村）中央（国）の役人とかにとっては、不満だわな。行政は縦割りの仕組みにありますから。で、今度は、厚労省が、総務省に負けなくらい完璧な同省独自の総背番号制度をつくり、国民を管理する好機到来といったところでしょう。

（石村）そういったところでしょうね。

（河村）それに、最近、「給付と納税」をくっつけたらどうか、という提案も各所からでてきていますでしょう。

（石村）うまく制度を仕立てれば、厚労省主導で、財務省が考えている個人用の納税者番号としても使えるように仕上げられる、という下心もあるでしょうから。

（河村）そのとおりです。社会保障ICカードの中央政府が交付するかたちの、国民皆登録証携帯制導入が狙いでしょう。自治体なんかには任せるからこうなる。中央が、「年金」とか「社会保障」を人質に、だれも拒めないようにして、強引に全員にカードを交付し、所持してもらおう、という魂胆ですわ。

外国在留日本人+日本在留外国人を含めた総背番号制の構想

（石村）たしかに、住基コードは、“黒子”のような番号コードで、オープン利用はできません。

外国人や外国在留日本人が付番からもれている等々、まったく使い勝手が悪い背番号制度ですよな。中央（国）の役人とかにとっては、これは、たしかに不満でしょうね。

（河村）それに、役所は、何か、いつも大きな公共事業をやっていないといけない。この辺に、「外国在留日本人+日本在留外国人を含めた国民総背番号制の構想」=社会保障番号プラン、いわゆる“社保ネット構想”が出てきた必然性があるでしょう。

（石村）現行の住基ネットとかは、そのまま存続させるといっています。

（河村）ですから、それぞれの省益を侵さないかたちで、厚労省は、一番厳格なハイパーな監視システムをつくってやる、と意気込んでいるんでしょう。

狙いは官民共用・オープン利用のマスターキー導入

（石村）そうですね。介護や健康保険証カードとしても使える仕様にするとなると、民間への番号・カードの提示は避けられませんか。厚労省は、住基カードのような半端なものはいらない、総務省が勝手に存続させればいい、といった考えでしょうね。

（河村）厚労省の狙いは、「官民共用・オープン利用（黒子からの脱却）の新総背番号（マスターキー）導入」です。

（石村）“官民”が使える、言い換えると、このカードがないと、民間が提供するサービスは受けにくくなる、という構図ですね。

（河村）役人はよ〜く考えて、用意周到に、ジツと“時機”を待っていますからな。

（石村）そうですね。実際、年金クライシス・社保庁クライシスが起きるずっと以前から、中央の役人らは「社会保障番号に関する関係省庁連絡会議」などを頻繁に開いて、地方ベースの住基ネットに代わる、中央ベースの“社会保障番号とICカード”を使ったネットワークシステム（「社保ネット」）プランを練っていましたね。

全国民丸裸にできるオール・イン・ワンICカード

（河村）社保ネットプランは、在留外国人や在外日本人など現在付番もれになっている人たちも含め全員に“国の社保ネット運営機関”が、あらた

に付番し、ICカードも全員に交付するのが狙いの仕組みだわな。

(石村) そうです。社保番号は、オープン利用を基本とし、納税者番号や民間での一般利用も可能にする、本格的な「ハイパー国民総背番号制」です。

(河村) “年金クライシス”で、全国民丸裸にできるオール・イン・ワンICカード導入時機到来ということで、役人が、社保ネットプランを出してきたわけなんでしょうけど。

(石村) こうした“裏事情”をわからないウブな国民は、「年金適正化には社会保障番号が必要という呪文・口実」にすっかり騙されてしまっています。逆に、年金とかを人質にとられ、市民団体などは、社保ネットへの切り込み方が難しい面があります。

(河村) 役人と闘うには周到な作戦が必要だわね。

(石村) 何でも反対の連中が空騒ぎしているだけ、と思われたら、運動が難しくなりますから。

(河村) “保守層”を巻き込む運動をしないとダメだわね。

「給付(還付)つき税額控除」に社会保障番号が似合うとの論調

(石村) とくに最近、いわゆる「働いても貧しい人たち (working poor)」対策で、“税制と社会保障制度の一元化”を唱え、「給付(還付)つき税額控除」の仕組みを導入すべきでは、との提案が各界から出てきています。この場合、所得把握には納税者番号が必要だとの主張もあります。

(河村) まあ、税制を通じて社会保障給付までするととなると、議会の財政・予算コントロール権がどうなりますか？ 給付の方の役所をリストラできるのか、あるいは、税務を扱う役所がますます増長してしまうのか？

(石村) そういう問題は、まだ“未知”といったところです。CNN今号(52号)の別項で、河村代議士と少し詳しく論じてみたいと思います。

(河村) そうですか。それでは、別の対談で、石村代表から、「給付(還付)つき税額控除」の仕組みについて、教えてもらいます。

個人の納税者番号に“エスカレート”する

(石村) とにかく、“税制と社会保障制度の一元化”、“税制と社会保障制度の融合”とかなると、社会保障番号を個人の納税者番号として使え

るという流れになることも考えられます。

(河村) 私は、納番で所得把握ができるという考え方には疑問をもっています。それに、消費課税で福祉財源を賄おうというのが財政当局の考えでしょう。納番は、所得課税では、少しは利用価値があるかもしれませんが。消費課税の増長論では無用の長物ではないんじゃないでしょうか。

(石村) まあ、その辺は、いろんな議論があつて、どれが一番科学的なのかは、“歴史”、“経験則”でしか、はかることができない、と考えています。

(河村) とにかく、国民を実験動物のように扱って、納番でプライバシーを役所が一元管理するのは、慎重でないといけませんよ。

(石村) たしかに、やってみただけ失敗だったではすまないことですね。

(河村) “税金を払う人が主役”の社会にならなければいけません。それが、“税金がとる人が主役”の社会にいつの間にか変わっていく。その道具として、社会保障番号、納税者番号が使われるのではいけませんね。本末転倒ですわ。

II 新番号・カードで、データ監視国家への途

(石村) 社保ネットは、あらたに中央政府(国)が直接、管理できる「ハイパーな国民監視システム」です。抵抗する自治体をはじき飛ばせる設計で、市民や議員とかに議論させないようにして、国の役人が着々と準備をすすめています。

(河村) 議員などにも知らせないようにして、“裏口導入”をしようとならっていますね。

(石村) 市民団体は緊急に国民に“役人の真の狙い”を周知徹底する必要があります。そのための結集を急ぐ必要があります。

「国内版パスポート」を持ち歩かされる国民

(石村) 社会保障番号ICカード(社保カード)は、“国民皆登録証携行制度”に化けるおそれがきわめて強いわけです。

(河村) 皆が、社保カードを、いわゆる「国内版パスポート」を持ち歩かされる社会ですね。

(石村) そうです。警察官が、ICカード・リーダーを携行・巡回し、社保カード不携帯者は、署に連行できる法制につながるおそれがきわめて強いわけです。

(河村) 社保カードがみつからないとお使いにも出られない監視社会にまっしぐらという可能性も近い将来ありうることでですね。

(石村) 悪いことしなければ、番号もカードも怖がることはない・・・といった論調は、本当に人格権を無視したものです。

(河村) おおせのとおりです。カードを持ち歩かない人はテロリストということにもなりかねないわけですからな。

社保カード問題にもっと注目を

(石村) 注意を要することは、住基ネットにしる、社保ネットにしる、「コード(番号)+ICカード」のパックで国民を監視しようとしていることです。たんに番号コードだけで国民を監視する仕組みではないことです。むしろICカードの方が重要な役割をもっている場面もあることです。

(河村) IC使用の社保カードには新聞8面分くらいの情報を入力できますよね。

(石村) そうです。医療情報などの入力までねらっているようです。憲法改正につぐ徴兵制導入となれば、ICカード入力医療情報で自動徴兵検査も可能になります。

(河村) 不気味ですな。それから、ICカードにブラック情報が入力されないように、ヤミの中絶や治療行為とかが増える原因にもなりかねませんか。

(石村) 当然、そういったおそれもあります。

(河村) 一体だれのためのカードなんですかね。

市民が読めないセキュリティの高いICカードは誰のため?

(石村) 民主党は先の参議院選挙のとき、紙製の「年金通帳」の導入を打ち出し、場所によっては、各世帯の郵便うけに投函しました。

(河村) 年金は、お年寄りに関する問題ですからね。ICカードとか、特殊な読取機がないと読めない小道具は意味がありませんから。

(石村) 絶対に「お年寄りにやさしい」には、紙製の「年金通帳」です。

(河村) ICカードは、自分のパソコンでも読める仕様のものであれば、落としたときに、センシティブ情報が他人に読まれてしまいます。

(石村) そうですね。逆に、読取機がないと読めない暗号のかかった仕様のものだとどうでしょう。セキュリティは高くとも、誰のためのICカ

ードなのかわからなくなります。少なくともお年寄り向きではない。

(河村) やはり、原始的かもしれませんが、「年金通帳」の方がお年寄りにやさしいですよ。でも、「紙製」の年金通帳では、IT企業の「利権」につながらない??

(石村) そこがポイントです。全国民のプライバシーを食い物に、産官学の新たな血税のムダ遣いこそが、社保カード導入の本当のねらいといえます。

(河村) そんなところでしょう。まったく同感です。役所主導の住基ネットに続く社保ネットで、IT企業には「特需」。その利権の構造に迫れない議員の力不足はわかっています。

「ジョブカード」は職歴の「公的管理」・人権侵害の仕組み

(石村) 一方、社保ネットとは別途に、政府はフリーター対策などの一環と称して、「職歴などの個人情報」を産官で管理するIC仕様の「ジョブカード」導入をもくろんでいます。

(河村) これも、役人と結託したIT企業、産官学の「利権」の構造の一つだわね。

(石村) それ以上に、人権侵害の道具そのものです。こんなカードは、逆に雇用差別・排除の助長につながることは確実です。

(河村) 今度は、「年金」ではなく、「フリーター」がターゲットなわけだな。役人は次から次へとよく考えるわね。

(石村) 2008年度から5年で100万人を対象に、若者の履歴書の集中管理、ICカードへの転記、求職先への提示の仕組みの整備を行うとしています。(詳しくはCNNニュース49号・巻頭言参照)。

(河村) 職歴など個人のプライバシーの国家管理、企業への大量蓄積、個人情報漏えい、商業利用・ヤミの情報市場への流出につながる可能性が高いプランだわな。

(石村) 職歴ないし雇用データの一元集中管理がすすめば、相手を陥れ入れる手段として、ちょっとした職歴のキズも乱用されるおそれができてきます。苦勞の末、議員になっても、役所が管理するデータベースで懐柔されるおそれも十分にあるわけです。税務署よりも、職安がこわい存在になりかねません。

(河村) もっと、ジョブカードで管理を強めるのではなく、自由な社会をつくる方向にすすめ、それにより、正規雇用の拡大につなげる必要があります。

ますな。

(石村) 職歴を産官で管理することが、プライバシーの公有化、人格権の侵害につながるという認識がないんですね。

(河村) 表向き、役人は「自分はホワイト情報に囲まれている」から、「なんにもこわがることはない」と思っているのかもしれませんがね。

(石村) ともなく、フリーター歴とかを細かく書いたら、それこそ「ブラック情報」になりかねませんからね。

(河村) そんな思いやりがあったら、産官学で、莫大な税金を使って「履歴書を電子化」するようなばかげたことはやらないでしょう。

むすび~ 社保番号・ICカードは必ず
「負の遺産」になる

(石村) ジョブカードも、社保ネットも、国民の

プライバシーを食い物にあらたな「公共事業」受注をかぎまわっているIT企業の利益と中央の役人の国民総監視システム導入願望とがマッチしたプランです。

(河村) 社保ネットを導入し、社保番号の民間利用を認めれば、アメリカの社会保障番号(SSN)の汎用が問題の原因となったように、日本も「なりすまし犯罪地獄」になるのは必至でしょう。この辺の問題を、まったく闇に葬って、役人は社保ネット導入を議論していることも大きな問題ですな。

(石村) おおせのとおりです。国民のプライバシー・人格権を、産官学で食い物にするのは、政策的にも大きな問題です。議員の勉強会を重ねて、国民の自由を保護する政策を打ち出してください。今回は、お忙しいところ、ありがとうございました。

《ひ弱なわが国のプライバシー保護環境》

神奈川県個人情報保護審議会が、県教委の国歌斉唱
不起立者情報収集実務を条例違反と判断

(CNNニュース編集部)

神 奈川県教育委員会(「県教委」)は、平成17年度卒業式および平成18年度入学式の国歌斉唱の際の不起立者の経過説明書(「不起立者報告書」)の作成・提出を、各学校長に求めた。県教委は、不起立者報告書への記載にあたっては、神奈川県個人情報保護条例(「県条例」)6条が禁止する「思想・信条」収集にあたらぬように客観的事実の記載のみを求めた。

ある県立高校長が作成し県教委に提出した不起立者報告書に氏名を記載された教職員16人(X)が、当該不起立者報告書に盛られた情報は、そもそも6条が禁止する「思想・信条」にあたる。したがって、本来収集してはならないものであるとして、県条例34条〔自己情報の利用停止請求権〕に基づいて、実施機関である県教委Yに、当該情報の利用を停止するように求めた。しかし、Yは、不停止とする処分を行った(県条例38条3項)。このため、Xは、県教委Yに対して異議申立てを行った。県条例(40条)による

と、異議申立てを受けた場合、県教委Yは決定を行うに先だち、その案件を神奈川県個人情報保護審議会(「審議会」)へ諮問し、審議会の議を経るように求めている

本件において、審査会は、平成19年10月29日に、Yが作成・提出を求めた不起立者の経過説明書は、実質的に条例6条が収集を禁止する「思想・信条」にあたるとし、Yの個人情報の利用を不停止とした処分を取り消すべきであるとした。全国的にみると、新しい判断といえる。

国歌斉唱の際に起立するかしないかは、各人の政治的信条の問題である。したがって、起立しなかった教員の氏名を学校長に報告させる県教委Yの方針は県条例に抵触し、問題がある。「異端狩り」にならないように、公的機関は細心の注意が求められる。

県教委は、審議会の答申を受け入れ、不起立者の経過説明書を破棄することにした。しかし、今後も、氏名の報告は省いたかたちで経過説明書を求める方針だという。

税制と社会保障の一元化プランの光と影??

「給付（還付）つき税額控除」とは何か

— ワーキングプア対策の救世主なのか



河村たかし（PIJ相談役・衆議院議員）

石村耕治（PIJ代表・白鷗大学教授）

給付（還付）つき税額控除とは、「負の所得税（negative income tax）」の考え方を応用した仕組みです。税額控除の仕組みをベースに、勤労によって得た所得に対して一定率の所得税額を軽減し、その税額水準に達しない人に対して、下回る差額を負の課税、つまりマイナスとなる分の税額を生活のための給付金として支給（還付）する仕組みです。

最近、「給付（還付）つき税額控除」の仕組みは、「働いても貧しい人たち（working poor）」を支援する仕組みとしても注目を浴びています。「税制と社会保障の一元化プラン」とも呼ばれ、アメリカをはじめとして、欧米各

国で広がりを見せてきています。日経新聞2007年8月23日朝刊【大機・小機】「社会保障番号が切り開く新税制」のタイトルで、この「給付（還付）つき税額控除」の導入には社会保障番号が必要不可欠のような議論展開をしている。「財界のPR紙」とも揶揄される日経の記事だけに、偏頗的な主張のようにもみえます。「ワーキングプア対策には社会保障番号導入が必須」の考え方に対する批判を含めて、河村たかしPIJ相談役と石村耕治PIJ代表にさまざまな角度から自由に議論していただきました。

（CNNニュース編集部）

「給付（還付）つき税額控除」とは

（河村）今回は、私、河村が質問するかたちで、お話をすすめてもらいます。「税額控除」はある程度なじみがあります。しかし、「給付（還付）つき税額控除」の言葉はあまりなじみがなく、という人も多いと思いますので。

（石村）そうですね。所得税（個人所得税）は、各納税者の税金を負担する能力（担税力）を考慮して課される税金だといわれます。「所得控除（income deduction）」か、「税額控除（tax credit）」か、のどちらかを選んで、あるいは双方を活用することができるからです。

（河村）私の理解では、「所得控除」は、高所得者層に恩恵がおよび、ある意味ではばらまきにつながりがちですね。これに対して、「税額控除」は、低所得者層に恩恵が行きわたる仕組みといえますよね。

（石村）そうですね。税額控除とは、所得額に税率をかけて算出された所得税額から一定の税額を差し引く（軽減する）仕組みをさします。さらに、税額控除は、大きく「給付（還付）つき」と「給付なし（非還付）」のタイプにわけることができます。わが国でも、これまで所得税制に一部税額控除が採用されてきていますが、もっぱら「給付なし（非還付）」タイプのものでした。

（河村）「給付（還付）つき」について説明してください。

（石村）「給付（還付）つき税額控除」は、「負の所得税（negative income tax）」という考え方を下地にしています。ひとことでいえば、勤労によって得た所得に対して一定率（水準）の所得税額を軽減し、その水準に達しない人に対して、下回る差額を負の課税、つまりマイナスとなる分の税額を生活のための給付金として支給・還付する仕組みをさします。

（河村）ということは、所得の再配分機能の強化

にもつながるといえるのでしょうか？

（石村）そうです。ですから、従来の「福祉」にかえて、「税制」を使い「働いても貧しい人たち（working poor）」を支援する仕組みとして注目され、アメリカなど先進諸国で導入されています。最近、わが国でも導入の是非について議論が活発になってきています。

理論の起源は

（河村）確かに、最近、わが国でもよく耳にするようになったわね。

（石村）「給付（還付）つき税額控除」の下地となっている「負の所得税」の理論を提唱したのは、ノーベル経済学賞を受賞し、2006年に亡くなったミルトン・フリードマン（Milton Friedman）や、その妻ローズ・フリードマン（Rose Friedman）です。（Milton Friedman, *Capitalism and Freedom*, at 190 - 195（1962, Chicago U.P.）【邦訳】熊谷尚夫・西山千明・白井孝昌訳、『資本主義と自由』（1975年マグロウヒル好学社）、Milton Friedman & Rose Friedman, *Free to Choose: A Personal Statement*, at 115 - 27（1980, Harcourt Brace Javanovich）【邦訳】西山千明訳、『選択の自由～自立社会への挑戦』（2002年日経ビジネス人文庫、参照）。

（河村）フリードマンは、アメリカのレーガノミックス（レーガン政権）やイギリス・サッチャー政権の経済政策の理論的支柱になったことは知っております。

（石村）で、フリードマン夫妻のオリジナルの提案は、現在の所得税システムをベースに、生活保護や公的年金などを廃止し、課税最低所得の上にも下にも（正または負の一定率の）フラット・タックスを課すことによって、福祉を税体系の中に織り込もうというものです。税制は簡素化される一方、官僚・行政機構の縮小・廃止やコスト削減にもつながります。ムダを省き効率的な配分システムや高い最低所得保障が可能になるというものです。

（河村）二つの分野を一緒にすれば、いわゆる「小さな政府」につながるというわけですね。

（石村）まあ、やさしく言えば、そういったところですね。このアイデアは、現行の公的扶助と同じ効果を、福祉（welfare）単独ではなく税制（tax

system）を通じて、「税制を活用した福祉改革（tax-based welfare reform）」、あるいは「福祉の税制への統合（integration of tax and welfare programs）」を実現しようというところが売りです。

（河村）なるほど。でも、さまざまな問題があると思いますが、主なものをあげてください。

メリットとデメリット

（石村）「給付（還付）つき税額控除」、つまり福祉の税制への統合については、例えば、次（12）頁のようなメリットとデメリットが指摘されています。

（河村）「給付（還付）つき税額控除」が、財政民主主義、あるいは予算の議会による統制の観点から問題があるとの指摘は、納得できますわ。

（石村）民主党は、「租税特別措置」のあり方を問題にしていますね。つまり、アメリカでいう「租税歳出（tax expenditures）」の統制を問題にしていますよね。3兆円を超える租税特別措置があると、洗い直しをしていますよね。

（河村）そうでしたね。「給付（還付）つき税額控除」措置も、「租税特別措置」にあたるんですか？

（石村）そう見た方がよいでしょう。もっとも、悪性の「租税特別措置」と良性の「租税特別措置」があり、どちらに該当するかが問われてきます。

（河村）良性の減免措置にあたる？

（石村）たとえ「良性」であるにしろ、減収であることには変わりがないわけですね。ですから、税制を通じた租税の減免額を「税収減」として「予算」、アメリカでいう「租税歳出予算（tax expenditure budget）」として計上する仕組みを取り入れています。でないと、予算規模が過少に表示され、増税の呼び水になりません。

（河村）ということは、「租税減収額」を予算として表示する仕組みをつくり、議会の審査・承認を受けることを義務化する必要があるわけだね。

（石村）そういうことです。

（河村）それから、福祉と税制を一体化して、課税当局が強大な権限を握ることも大きな問題ですね。

（石村）当然、そうした問題もあると思います。一体化した組織がうまく機能しなくなったときの危機管理も問われてきます。

「給付（還付）つき税額控除」のメリットとデメリット

メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> ・従来から福祉は、働けないで貧しい人を対象としているため、働いても貧しい人たち（working poor）を支援する仕組みがうまく機能していないという問題があります。これに対し、「給付（還付）つき税額控除」では、働いても貧しい人たちが、福祉の方に引きずられるのを防ぎ、生活を支援し、かつ、働くことを奨励する、ひいては貧困を解消するのに役立つとされます。税制を活用することから、福祉へ依存する恥辱感の解消にもつながるとされます。 ・「給付（還付）つき税額控除」では、少しでも働けばその分だけ所得が増えて行くことから、労働意欲も阻害しない良さもあるとの指摘があります。 ・「給付（還付）つき税額控除」では、現行の公的扶助のように本人による任意の申請によるわけではないことから、皆が等しくとり扱われ公平であるとされます。 ・「給付（還付）つき税額控除」では、さらに、政府の社会保障・福祉部門のリストラ、財務・税務部門に統合できることから、小さな政府の考え方に資するとされます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「給付（還付）つき税額控除」は、世帯の勤労所得をベースとした仕組みです。課税単位につき“個人”を基本としてきている国にあっては、租税理論上はもちろんのこと税務執行上も、所得把握に“世帯”の基準を用いることには、むしろ時代に逆行するというで、消極的な意見があります。 ・「給付（還付）つき税額控除」は、福祉予算を組んで議会の承認をえるという手続が省略されることにもなりません。このことから、憲法に盛り込まれた財政民主主義、つまり財政議会議決主義や国費支出の事前議決、予算の作成・議決などの原則をないがしろにすることにもつながりかねず、その幅広い活用には消極的な意見もあります。 ・「給付（還付）つき税額控除」を積極的に導入するとしても、租税歳出予算（tax expenditure budgets）のような税制上の特惠措置を通じた歳入損を予算にあげて議会が審議できる仕組みの導入（制度改革）と表裏一体で議論されないと、予算規模の正確な開示や議会の財政コントロール権限が阻害されることにもなりかねません。 ・「給付（還付）つき税額控除」による「福祉」と「税制」の一体化は、政策の失敗があれば政府の福祉部門と税制部門の全壊につながるおそれもあるとの指摘があります。危機管理の視点から、むしろ、双方は、調和すれども分離しておくことが望ましいとの意見があります。 ・「給付（還付）つき税額控除」が的確な内容となるためには、つねに制度を改正する必要にせまられます。その結果、税制簡素化の理念とは程遠いほど制度が複雑になり、働いても貧しい人たちにとり確定申告、自発的納税協力（voluntary tax compliance）がきわめて過大な負担となる問題があります。働いても貧しい人たちへの納税教育、無償の税務支援など、申告納税にかかる徹底した環境（申告納税インフラ）整備ができるかどうかが問われてきます。課税庁サイドに、徹底したサービス主導のアプローチ（service-oriented approach）～租税手続改革立法をすすめる一方で、納税者を主役とする課税庁の使命を説明した文書を作成・頒布、申告支援や納税者権利擁護部門などを充実して自発的納税協力をすすめる方法～をとる覚悟が必要とされます。そうした覚悟がなく、課税庁が従来型の執行中心のアプローチ（enforcement-focused approach）に固執する場合、納税知識にたけていない働いても貧しい納税者層は、課税庁による税務調査と控除適用停止（実質福祉ゼロ状態の招来）などの制裁強化措置の犠牲になりかねません。 ・とりわけ、わが国では、財界筋などからは、社会保障番号＝国民番号（納税者番号）を導入し、その番号を使って「金融一体化課税」で投資家を優遇する一方で、ワーキングプアについては、勤労参加を促す「給付（還付）つき税額控除」で支援するという構図が描かれており、広範なプライバシーの国家管理システムの構築につながるものが危惧されます。
	デ メ リ ッ ト

（河村）それから、確定申告をする納税者教育も、いわば“必修化”、せんと、ワーキングプア層には朗報にやらんすね。

（石村）いまでも、ワーキングプア層の多くは、還付申告すると税金が戻ってくるはずですが……。税務署は、こうした還付申告を奨励するキャンペーンをまったくやっていません。税理士界も、とくにこの層をターゲットに税務支援の対象に指定し、積極的な取り組みもしてきていないわけです。

（河村）仮に「給付（還付）つき税額控除」を検討するにしても、申告インフラの整備が、それこそ“深刻”な問題ですな。

（石村）おおせのとおりです。

（河村）グローバルにみた場合、「給付（還付）つき税額控除」制度は、こういった広がりを見せているんですか？

制度導入の動向

（河村）「給付（還付）つき税額控除」ないし「負の所得税」の考え方をベースに、アメリカでは、1975年に、連邦所得税に勤労所得税額控除（EITC = Earned Income Tax Credit）が導入されました。それ以降、カナダ、アイルランド、ニュージーランド、イギリス、オランダなど他のOECD諸国などでも導入されてきています。

（河村）かなり広がりを見せてきてるんだね。

（石村）そうですね。わが国の課税最低限が国際的に高いとされることに対する反証に使われるものの一つがこのアメリカの勤労所得税額控除です。低所得者向けの所得税還付制度であることから、実質的な課税最低限は日本と変わらないとの反論になっています。

（河村）アメリカのEITCはどうなっているんですか？

（石村）アメリカの場合、勤労所得税額控除（EITC）は、扶養子女（17歳未満）がいる低い水準の給与所得者を主な対象に、福祉に頼らずに、勤労継続の奨励や貧困の解消をねらいに設けられている措置です。働いても一定の所得に達しない貧しい給与所得者層を対象に、申請しなくとも生活のための一種の「給付金」を交付する制度とみることができます。

（河村）そうですか。

（石村）イギリスにも同じような制度として「勤労家族税額控除（WFTC = Working Families' Tax Credit）」の仕組みがあります。

（河村）イギリスのWFTCも、アメリカのEITCも、同じような考え方でつくられているわけだね。

（石村）そうですね。

消費課税への逆進対策としての活用

（石村）それから、アメリカのハワイ州などでは、間接税である州売上税のもつ“逆進性”の解消をねらいに、州所得税上に売上税額控除（sales tax credit）を設けています。

（河村）消費課税における逆進対策を、“軽減税率”にかえて、“負の所得税”を使って所得課税面で講じるというわけですか？

（石村）そうです。こうした措置は、カナダでも、連邦消費税（GST）や州売上税のもつ“逆進性”対策をねらいに、連邦所得税上に消費税・調和売上税額控除（GST/HST credit）を設けるかたちでとられています。

（河村）将来の消費税率の引き上げに対応としても、この場合、複数税率よりも、負の所得税の導入を選択するというわけですか？

（石村）そうです。アメリカやカナダでは、負の所得税の考え方も織り込んで、働いていても税額控除許容水準に達するほどの所得のない納税者・住民に対してはその水準に相当する額の現金（リベート）を支給する仕組みをとり入れているわけです。また、所得制限や一定の資格のもと、各納税者・住民へ一律に一定額の税額控除を認める「定額控除（flat credit）」制度をとる例があります。さらに、一定の要件のもと、各納税者・住民の所得に反比例するかたちで、消失控除として税

額控除を認める「逡減控除（graduated credit）」をとる例があります。

（河村）まあ、増税には反対ですけど。仮に消費税増税をするにしろ、インボイス方式に変えて、複数税率の消費税にするよりも、所得税の仕組みのなかに負の所得税の考え方を盛り込むアイデアがあることは理解できました。

アメリカの勤労所得税額控除（EITC）とは

（石村）それからアメリカの連邦所得税上のEITC制度は、一定額以上の勤労によって得た所得（給与所得）のある世帯に対して税額控除が適用され、所得が増加するにつれて控除額が逡減・消失し、所得が低すぎて控除しきれないときにはその分を還付（戻し税）する仕組みになっています（内国歳入法典32条）。2006年申告分では、以下のとおりです。

扶養子女が2人以上いる世帯では、年間勤労所得が3万6,348ドル（夫婦合同申告の場合には3万8,348ドル）以下であれば、控除額は勤労所得の4,536ドル

扶養子女が1人いる世帯では、年間勤労所得が3万2,001ドル（夫婦合同申告の場合には3万4,001ドル）以下であれば、控除額は勤労所得の2,747ドル、

扶養子女がいない世帯では、年間勤労所得が1万2,120ドル（夫婦合同申告の場合には1万4,120ドル）以下であれば控除額は勤労所得の4,120ドルまで税額控除できます。

なお、各々の場合につき投資所得が2,800ドル以下でなければなりません。また、不正防止の観点から、勤労所得税額控除に関し、単純な故意または過失により更正処分を受けてから2年間、偽りその他不正な行為により課税処分を受けてからは10年間、この控除を受けることはできないことになっています。

（河村）不正還付には厳しい罰則があるんですね。

（石村）そうです。処分を受けた期間、“福祉ゼロ”になるという重いペナルティがかかります。ともかく、世帯の勤労によって得た所得（給与所得）に対して適用されるEITCは、一般的に控除額が所得税額を上回る場合に超過分が政府から現金支給される仕組みになっています。

（河村）まさに、働いていても一定の所得に達し

ない人に対する給付金を支給する制度として機能しているわけか。

（石村）税額控除を低所得層から中所得層にかけて、逓増領域・定額領域・逓減領域と段階的に設定することで、控除が定額領域にいたるまでは所得誘因が働くことになり、働こうとする意欲が高まる仕組みになっています。

（河村）わが国での最近の議論はどういった具合ですか。

わが国における制度検討の動き

（石村）わが国の現行の福祉制度のもとでの重い課題は、生活保護などの公的扶助はおおむね働かない貧しい人を対象としていることです。言い換えると、働いても貧しい人（working poor）を支援する仕組みがうまく機能していないことです。働くよりも公的扶助を受けた方がより多くの公的生活資金（扶助）が得られ、少しでも働くと公的扶助が打ち切られてしまうことが働こうとする意欲をそいでいるとの指摘があります。

（河村）たしかに、公的扶助制度の見直しは、今後増大が見込まれる受給者に対する財政措置という視点からだけではなく、再チャレンジをしやすくするためにも待ったなしですわな。

（石村）しばしば最低賃金の引き上げが国会で審議されます。しかし、最賃規制は労働需要の減退をまねき、結果として失業を増やすおそれもあり、政策の最適な選択とはいえない面もあります。

（河村）たしかに、そうした傾向はありますね。

（石村）こうした事情もあり、最近、わが国でも「給付（還付）つき税額控除」ないし「負の所得税」を検討・導入しようという機運が高まっています。

（河村）ただ、先ほども指摘しましたが、全員確定申告を前提とするアメリカなどとは異なり、わが国の場合、年末調整制度があることもあり、サラリードワーカー（給与所得者）に申告納税・確定申告の意義が十分に理解されていないくらいがありますからね。

（河村）また、働いても貧しく職を転々としている人たちに対する確定申告をする習慣をつける十分な納税者教育も併せてしないと、導入しても、うまく機能しないおそれがありますよね。

（石村）そうですね。逆に、この人たちを、実質

的に「切捨て、福祉ゼロ状態」に導くことになりかねません。働いても貧しい人たちを含めたサラリードワーカーに、もっと積極的に確定申告をさせる政策に転換できないのであれば、むしろ、「福祉」と「税制」は、調和すれども分離しておいた方がセーフティネットになる」との異見も無視できないところです。

わが国での最近の「給付つき税額控除」「負の所得税」検討の動き

2007〔平成19年〕8月

内閣府が出した平成19年度『経済財政報告』で「負の所得税」について、ふれています。

<http://www.5.cao.go.jp/j/wp/wpje07/07b03040.html#344>。

2007〔平成19年〕11月

政府の経済財政諮問会議でも、「給付（還付）つき税額控除」の積極的な活用が議論されています（有識者議員提出資料「社会保障と一体的な税制に向けた取組について（メリット及び課題・留意点）」《2007〔平成19〕年11月8日》）<http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2007/1108/item11.pdf>。

2007〔平成19〕年11月9日

民主党は、農村活性化に向けた農業者戸別所得補償制度の政策実現をかかげた法案を提出し参議院で可決させました。コメや麦、大豆など主要農産物について、販売価格が生産費を下回った場合、差額をすべての農家に直接給付金を交付する内容で、税制改正案ではありません。この法案に対しては、「ばらまき」との批判も強いところです。ただ、この提案は、実質的には、農業者向けに一種の「給付（還付）つき税額控除」の仕組みを活用しようとしたものではないかと思えます。この仕組みだと、従来の公的助成のように本人による任意の申請によるわけではないために皆が等しくとり扱われ公平になります。また、任意申請の補助金とは異なり、給付金の使い途も縛られません。

2007〔平成19〕年11月20日

政府税制調査会でも、平成20年税制改正に向けた答申「抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方」の、「いわゆる給付つき税額控除（税制を活用した給付措置）の議論」の項において、ふれています。

<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/191120a.pdf>

（石村）民主党の農業者戸別所得補償制度に対する見方はおもしろいですね。

（河村）もっとも、仮説、一つの見方ですから、理論的なバックボーンは違うのかも知れませんが。

社会保障番号、納番へは必須アイテムか？

（石村）そうですね。それから、世帯所得をベー

スとした「給付（還付）つきの税額控除」の導入、しかも年末調整を延長するかたちでこれを実施することは、働く人たちのプライバシー保護の観点からも好ましいとはいえません。

（河村）たしかに年末調整も問題です。黙っていましたが、「給付（還付）つき税額控除」では、税制と福祉の一体化が叫ばれるわけですね。当然、社会保障番号とか、納番を重視する意見がのし上がってくるわけでしょう。

（石村）はじめに、CNNニュース編集局が、日経新聞2007年8月23日朝刊【大機・小機】「社会保障番号が切り開く新税制」についてふれていましたが。まさに、河村代議士が指摘する点です。この記事では、社会保障番号を導入し、それを使って「金融一体化課税」で投資家を優遇する一方で、ワーキングプアについては、勤労参加を促す「給付（還付）つき税額控除」で支援するという構図を描いています。

（河村）どっちも、社会保障番号、納番が必要だという議論につながってくるんでしょう。重い課題ですよ。

（石村）「国民に利益をもたらす新たな税制を可能にする国民総背番号制」といった論調ですから。

（河村）それは、人格権に対する認識が完全に欠けた主張ですよ。

（石村）よくわかります。ただ、連中の考えている「新たな税制」とは、個人情報保護、金融プライバシー保護が大幅に後退する政策であることははっきりしています。

（河村）やはり、慎重な議論が必要だね。

（石村）おおせのとおりです。仮に社会保障番号が「給付（還付）つきの税額控除」を導入するにしても、いわゆる「総背番号」が必須アイテムなのかどうかを今一度多角的に精査する必要があります。

金融所得一体化課税とは何か

（河村）オランダは、「給付（還付）つきの税額控除」と「金融所得一体化課税」のパッケージで、「福祉と税制の融合」、「貯蓄から投資へ」をすすめていますでしょう。

（石村）そうみたいです。

（河村）ただ、「金融所得一体化課税」は、オランダよりも北欧諸国で一般的でしょう。

（石村）そうです。西欧や北米諸国では人気があ

りません。

（河村）一言でいえば、「金融所得一体化課税」とは、どういった考え方なんですか？

（石村）利子・配当・不動産・譲渡といった「資産性所得」、汗水たらさないで得た所得ということで「不労所得」ともいわれますが。こうした「資産性所得」のうち、預貯金・公社債などの利子、それから株式などの売買から得た譲渡所得（キャピタルゲイン）を一括して「金融所得」と呼ばれます。この金融所得を、給与所得など汗水たらして得た「勤労所得」と分別して、比例税率で軽く課税しようという考え方があります。諸外国では、「二元的所得税（dual income tax）」という名前と呼ばれています。

（河村）つまり、この「二元的所得税」が、わが国では「金融所得一体化課税」というネーミングで、財界などから、「国民の皆さまが「貯蓄から投資」へ頭の切り替えに役立つ」ということで、盛んに宣伝されているわけですね。

（石村）そうです。政府税調なども「税制改正答申」で盛んに宣伝しています。

（河村）税制上、働かないで得た金融所得を低い均一税率で課税することで優遇し、一方で勤労所得を累進税率で課税することで冷遇する二元的所得税。これが北欧諸国で導入されているのは、どうしてですか？

（石村）下地に、手厚い社会保障制度があるからです。

（河村）ということは、わが国では、社会保障が「風前の灯」なのに、「金融所得一体化課税」制度を入れようとしている？いかなではないですか！

（石村）ですから、そこを、「給付（還付）つき税額控除」に仕組みでカバーしようというわけでしょう。ですから、オランダとかが参考になるというのでしょうか。

（河村）つまり、オランダとかを参考にして、わが国は、「金融所得一体化課税」で金持ちをサポートし、「給付（還付）つき税額控除」でサポートしようというわけですか？

（石村）うまくいくかどうかはわかりませんが、そういったところでしょう。

オランダは2つの制度を入れている？

（河村）話を戻しますが。オランダは、「二元的所得税」（「金融所得一体化課税」と「給

付（還付）つき税額控除」と2つの制度を導入していると聞きました。そこで、財務省に、実際は、どうなっているのか聞いてみました。

（石村）どういう回答でした。

（河村）役人の方は、オランダ語は読めないので正確には言えないと前置きした上で、オランダには納番制はあるとのことでした。で、一般的な納税者番号の使用形態から類推すれば、の實施に際して、納税者番号を使用しているのではないか、ということでした。

（石村）ひとことで言えば、オランダには納番制はある。しかし、金融所得一体化課税と給付（還付）つき税額控除に使っているかどうかははっきりしないというわけですね。

（河村）そんな感じですね。それから、オランダは、アメリカと違って、現金給付はないようです。けれども、その代わり社会保険料からも控除可能（社会保険料の支払額としてカウントする）という仕組みであるようです。

（石村）給付つきの税額控除の仕組みではないということですね。しかし、社会保険料控除として、ある種の見返りはある？それで、どのように社会保険料としてカウントしているんですか？

（河村）それは今のところ調べがつかっていないとのことでした。

（石村）そうですか。

（河村）それから、アメリカでは個人の課税事務処理全般に社会保障番号（SSN）の利用が要件とされているわけですが。アメリカ版給付つき税額控除、つまり勤労所得税額控除（ETIC）の執行において、納番が使われていても、必ずしも適正な受給が保障されていないとのことでした。

（石村）納番は所得把握に役立つというのは「迷信」に近いでしょう。「牽制効果」は期待できるでしょうけども。

（河村）そんなようですね。役所の話でも、米国の内国歳入庁の報告書では、ETICの適用上、約30%超が過払い、または不正受給が起きているとのことでした。

（石村）まあ、それは、各種の統計で公表されていますね。ととをパッケージで租税政策を実施するとしても、背番号ないし納番は必須アイテムではないような気がします。

全員確定申告する国のかたちづくりが必要

（河村）いずれにしる、「税制と福祉の統合」は抜本的な政策転換になりますでしょう。この仕組みを入れるにしる、この仕組みから取り残される人が出ないような対策が必要だわな。ですから、まず、サラリーマン・OL、フリーター等々、国民の皆さまが全員確定申告をやる国のかたちにつくりかえる作業からやらんといかんでしょね。

（石村）おおせのとおりです。この辺の議論が、財政学者とか主導でやられると「空論」になってしまう。

（河村）それから、石村代表が指摘したように、「税制と福祉の統合」で、国会で毎年、福祉予算を承認する手続きが消えてしまう。これでも、財政民主主義がなりたつのかも、よ〜く考えてみなくちゃいかんですからね。

（石村）おおせのとおりです。まあ、拙速な導入で、働いても貧しい人たちをますます取りこぼしてしまうようになるのだけは避けないといけないですからね。河村代議士と議論していくことで、新たな論点が見えてきました。本当に勉強になりました。

（河村）いやいや、こちらこそ、いろいろと見えてくるものがあり、勉強になりました。

（石村）さまざまな観点から意見をいただきまして、参考になりました。ありがとうございました。今年も、河村代議士のますますのご活躍を期待しております。

【参考文献】Ann L. Alstott, "The Earned Income Tax Credit and the Limitations of Tax-Based Welfare Reform," 108 Harv. L. Rev. 533 (1995); "Nancy Staudt, "Redundant Tax and Spending Programs," 100 Northwestern U. L. Rev. 1197 (2006); Timothy J. Eifler, "The Earned Income Tax Credit as a Tax Expenditure: An Alternative to Traditional Welfare Reform," 28 U. Rich. L. Rev. 701 (1994); David A. Weisbach & Jacob Nussim, "Integration of Tax and Spending Programs," 113 Yale L.J. 955 (2004); Stephen D. Holt, "Keeping it in Context: Earned Income Tax Credit Compliance and Treatment of the Working Poor," 6 Conn. Pub. Int. L. J. 183 (2007) 租税歳出・租税歳出予算については、石村耕治「租税歳出概念による租税特別措置の統制」〔石村耕治著〕『アメリカ連邦税財政法の構造』（1995年、法律文化社）所収、佐藤英明「アメリカ連邦所得税における勤労所得税額控除（EITC）について～研究」総合税制研究11号56頁（2003年）、石村耕治「アメリカの州売上税の構造（下）」税理32巻11号

日弁連「社会保障番号」制度に関する意見書

日本弁護士連合会は、2007年10月23日に「『社会保障番号』制度に関する意見書」を公表、厚生労働大臣などに提出しました。

《意見書の概要》

日弁連は、2002年10月11日に開催された第45回人権擁護大会で採択された「自己情報コントロール権を情報主権として確立するための宣言」において、個人の統一的管理システムの構築を認めないこと、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の稼働停止を求めることを宣言するなど、一貫して、住基ネット、特に同制度において創設された住民票コードがプライバシー権に及ぼす深刻な問題性を指摘し、反対しています。

今般創設されようとしている「社会保障番号」は、付番対象者を日本人以外の在留外国人にまで拡大した、生涯不変の番号とし、民間利用を前提としており、名寄せ・データマッチングのマスターキーたる「共通番号」として利用することを積極的に評価するなど、住基ネットにおける住民票コードと比べても、遥かにプライバシー保護への配慮を欠いています。このような制度の導入は、プライバシーに対する重大な脅

威をもたらすことは明白であることから、日弁連は2007年10月23日付で意見書を厚生労働大臣等に提出致しました。

意見書の趣旨は以下のとおりです。

この「社会保障番号」制度は、(1) 米国の社会保障番号と同様のプライバシー侵害が必然化すること、(2) 納税者番号として利用することによってプライバシー侵害が極大化すること、(3) 費用対効果を高めることがプライバシー侵害の危険を高めること、(4) 不正閲覧、成りすまし等のプライバシー侵害等も発生すること、(5) 導入目的の合理性が欠如していること、が問題点としてある。

「社会保障番号」制度、プライバシー保障の観点から重大な問題が存する住基ネットや住民票コードと比べても、付番対象者の拡大、番号の固定性、利用分野の拡大、カード交付の強制、制度目的などの面で、明らかにより深刻な問題をかかえているといわざるを得ない。よって、社会保障番号制度の創設には、反対である。

【「社会保障番号」制度に関する意見書】

2007（平成19）年10月23日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

政府は、社会保障分野の個人情報を名寄せし、一元的に管理する目的で、「社会保障番号」制度を創設するため、厚生労働省に「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」を設け、具体的な検討を開始した。

当連合会は、2002（平成14）年10月11日に開催された第45回人権擁護大会で採択された「自己情報コントロール権を情報主権として

確立するための宣言」において、個人の統一的管理システムの構築を認めないこと、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の稼働停止を求めることを宣言するなど、一貫して、住基ネット、特に同制度において創設された住民票コードがプライバシー権に及ぼす深刻な問題性を指摘し、反対してきたところである。

今般創設されようとしている「社会保障番号」は、付番対象者を日本人以外の在留外国人にまで拡大した、生涯不変の番号とし、民間利用を前提としており、名寄せ・データマッチングのマスターキーたる「共通番号」として利用することを積極的に評価するなど、この住基ネットにおける住民票コードと比べても、遥かにプライバ

シー保護への配慮を欠いている。このような制度の導入は、プライバシーに対する重大な脅威をもたらすことは明白である。

よって、今般厚生労働省において検討中の「社会保障番号」制度の創設には反対である。

第2 意見の理由

1 経過

(1) 2007(平成19)年6月14日、安倍前首相は、参議院厚生労働委員会で、年金記録漏れ問題の対応について問われ、「制度や保険をまたがる情報を統一して社会保障番号のようなものを作れば、処理も容易になり、国民にとっても自分の情報が確かめやすい。早急に検討したい」旨を述べた。

(2) また、厚生労働省は、有識者による検討会「社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会」(座長・大山永昭東京工大大学院理工学研究科教授)を同省内に発足させ、年内にも基本構想をまとめる予定である。

(3) すでに昨2006(平成18)年9月22日に開催された経済財政諮問会議に、内閣官房提出資料として、社会保障番号に関する関係省庁連絡会議作成の「『社会保障番号』に関する実務的な議論の整理について」(以下「議論の整理」という。)が提出され、議論されるなど、実務者レベルにおける検討は積み重ねられてきている

(「議論の整理」は、「骨太方針2006において、『社会保障番号の導入など社会保障給付の重複調整という視点からの改革についても検討を行う。』とされたことを受け、内閣官房に關係省庁の実務者レベルで構成される連絡会議を設置し、『社会保障番号』の具体的イメージ、課題、メリット、費用等について、実務面から検討を行い、整理した」ものとされている。)

2 「社会保障番号」制度およびその関連制度の内容

今般創設が検討されている「社会保障番号」制度については、未だその具体的内容が確定しているわけではないが、「議論の整理」およびマスコミ報道などによれば、住基ネット制度における「住民票コード」や「住民基本台帳カード」と比較して、概要以下のような特徴を有する制度を目指していると考えられる。

(1) 国による付番

住民票コードは、市町村長によって住民票に記載するという方法で付番する(住基法30条の2)のに対して、「社会保障番号」は、国が直接付番するものである。

(2) 付番対象者の拡大

住民票コードが、住民票を前提にすることから市町村内に在住する日本人に限っている(住基法30条の2、7条13号参照)のに対して、「社会保障番号」は、日本国内に在住する日本人だけでなく、外国人登録を行っている在留外国人にも付番される。

(3) 番号の変更の可否

住民票コードは、第三者に知られないようにすべきものという位置づけがなされている上、いつでも自由に、本人の意思により変更請求ができる(住基法30条の3)。これに対して、社会保障番号は生涯不変の固定番号であり、変更は予定されていない。

(4) 現在の各制度固有番号は存続する

「社会保障番号」導入後も、「各保険者や医療機関の事務処理等を行う上で、各制度固有の番号等は引き続き必要」であることから(「議論の整理」2(3))、健康保険、年金保険、介護保険などの各制度固有の被保険者番号等は存続し、併用する。

(5) 氏名・住所など4情報等の更新

個人に付番するということは、その個人を同定する4情報(氏名、性別、生年月日、住所)等を基に、ある時点で特定の番号を割り当てるということであり、その後、住所等が変わってもその本人を特定するものであって、「『社会保障番号』を導入する場合にも、4情報等の的確な把握、更新が必要である」(「議論の整理」1《1》)とされており、付番後も、氏名、住所、生年月日、性別の4情報等は、随時最新のものに更新される。この点は「本人確認情報」(住基法30条の5第1項)と同じである。

(6) 「社会保障カード」(仮称)の導入

「社会保障番号」制度の一環として、健康保険証、介護保険証、年金手帳を一つにした、ICチップ内蔵の「社会保障カード」(仮称)が発行される。住民基本台帳カードも「社会保障カード」も、ICチップを内蔵した個人認証の仕組みである点では同じであるが、前者が本人の請求に基づいて交付されるのに対して、後者は社会保障番号対象者全員に交付される。「社会保障カード」で

本人確認をすることにより、自宅からインターネットで、自分の年金情報やレセプト情報等を閲覧することができるようにすることが計画されている。

(7) 「社会保障番号」の直接のメリット

「現行のサービス等を前提」とした場合、保険者・行政機関におけるメリットは、「現在は、各制度の被保険者番号や4情報等を用いて個人情報と突合しているが、各制度で統一された『社会保障番号』を用いるとすれば、その突合を簡易迅速の行うことが出来るようになる」ことであり、

国民にとってのメリットは、「国民は、複数の番号(各制度固有の番号)を保管する必要がなく、一つの番号で、社会保険や労働保険関係の手続きや問い合わせを行うことができるようになる」ことであるとされている(「議論の整理」3《1》)。

また、「社会保障分野において、制度や保険者を跨がる新たなサービスを導入する場合」のメリットとしては、「医療機関等に端末を設置し、被保険者番号等を活用して、医療給付の受給者が被保険者登録名簿(保険者が管理)に登録されているか否かの確認をオンラインで行うことができるようにすれば、給付の誤りを未然に防止することができる」ことがあげられている(「議論の整理」3《2》)。

その他、「社会保障分野以外で活用する場合」のメリットとして、「納税者番号として活用する場合」があげられ、「民間の一般利用を認める場合」のメリットとして、「金融機関等において、本人確認及び個人情報の名寄せ手段として広く利用されることが考えられる」ことがあげられている(「議論の整理」3《3》)。

(8) 「社会保障番号」導入による効率化効果(試算)

「現在、日常的に行われ、比較的件数が多いと考えられる次の事務について、『社会保障番号』導入による効率化効果を試算」すると、社会保険庁の「老齢厚生年金と雇用保険基本手当等の併給調整事務」において、年間約200万円、全国の市町村における「年金からの介護保険料天引き」において、年間約2200万円であると試算されている(「議論の整理」3《1》)。

(9) 「社会保障番号」システムの構築・運用経費

これに対して、「社会保障番号」導入の費用は、「人件費」や「4情報を自動更新するシステム経費」などを含まない場合でも、初期経費が約750億円、経常経費が約45億円を要するもの

と試算されている。

さらに、「情報セキュリティに最大限配慮したネットワークを構築する場合」や「各保険者・医療機関にカードリーダーを導入する場合」には、初期費用約490億円、経常経費約730億円が更に必要であると試算されている(「議論の整理」《1》)。

3 問題点

(1) 米国の社会保障番号と同様のプライバシー侵害が必然化すること

米国の社会保障番号(Social Security Number・SSN)がプライバシーに重大な脅威を与えていることは広く知られている。SSNは、1936年に創設され、社会保障法により社会保険庁が全ての米国民と米国での労働が許可された外国人に9桁の生涯変わらない個人識別番号として付与されるもので、1962年からは納税者番号としても利用され始めた。同番号を付与されていなければ働くことが出来ず、また、SSNおよびこれが記載された社会保障カードが身分証明書として利用されているため、官民を問わず、個人情報にはSSNが記録されている。

それ故、あらゆる個人情報が、SSNをマスターキーとして検索・名寄せ・データマッチング(プロファイリング)(以下、単に「データマッチング等」という。)され、個人のプライバシーが「丸裸」にされる深刻な被害が広範に発生している。また、SSNの身分証明性を悪用されて、「成りすまし」をされたりする弊害も多数発生している。

今般検討されている日本の「社会保障番号」は、医療、介護をはじめとする民間利用を前提としている。また、健康保険証や年金手帳などに代わるものとして「社会保障カード」が交付されることから、これが銀行取引などあらゆる分野において身分証明書として利用されることが予想される。そして、「社会保障番号」は、本人を特定し確認する、公的で生涯不変の番号であり、かつ、官民両分野での積極利用が想定されていることから、これが米国のSSNと同様に、民間の個人情報データベースにおける個人識別番号として利用されることは必然といわざるを得ない。

すると、民間が保有する膨大な個人情報が、社会保障番号をマスターキーとして名寄せ・データマッチングされて、プライバシーが丸裸にされる危険性もまた、飛躍的に高くなると言わざるを得

ない。

(2) 納税者番号として利用することによるプライバシー侵害の極大化

さらに、「社会保障番号」を「納税者番号」として利用することまで検討されている。ここまで利用範囲が拡大された場合は、経済活動を含めて個人の活動や生活状況が全て「社会保障番号」をマスターキーとしてデータマッチング等されてしまう結果となり、プライバシー侵害の程度は更に著しくなる。

(3) 費用対効果を高めることがプライバシー侵害の危険を高めること

上述(第2、2《8》《9》)したように、政府の試算によっても、「老齢厚生年金と雇用保険基本手当等の併給調整事務」及び「年金からの介護保険料天引き事務」における節約効果と、同制度を創設し運用する費用との費用対効果は著しくバランスを失っている。

この費用対効果を実質的に高めるためには官民両分野での「社会保障番号」の利用促進をはからざるを得ないが、これは上述したプライバシー侵害の危険性を飛躍的に増大させるものである。

(4) 不正閲覧、成りすまし等のプライバシー侵害等も発生する

「社会保障カード」による本人確認により、インターネットを使った医療・健康診断情報、年金情報等を閲覧できることが予定されているが、医療機関等による不正閲覧の危険性や、カードの不正取得による成りすまし被害の危険性も増大する。

(5) 導入目的の合理性の欠如

そもそも、今回の「社会保障番号」導入の直接の契機は、過去の年金保険料支払い事実が確認できない「年金記録」問題である。しかし、仮に、

今後「社会保障番号」制度が創設されたからといって、過去の保険料支払いを行った者と、現在年金受給を受ける者との同一性確認ができないが故に発生した「年金記録」問題が、解消されることはあり得ない。

また、将来の問題は、既に存する基礎年金番号で対応可能である。さらに、上記第2、2(7)において、「社会保障分野において、制度や保険者を跨がる新たなサービスを導入する場合」のメリットとして、「医療機関等に端末を設置し、被保険者番号等を活用して、医療給付の受給者が被保険者登録名簿(保険者が管理)に登録されているか否かの確認をオンラインで行うことができるようにすれば、給付の誤りを未然に防止することができる」とあるが、仮にこのような「オンライン」での確認システムを創設するにしても、現行の健康保険の番号を用いて確認する制度で足りる。あえて、「社会保障番号」を利用したシステムを構築する必要はない。

4 結論

以上指摘したように、厚生労働省において検討中の「社会保障番号」制度の創設は、国民及び対象外国人のプライバシーに対する重大な脅威となるものであり、プライバシー保障の観点から重大な問題が存する住基ネットや住民票コードと比べても、付番対象者の拡大、番号の固定性、利用分野の拡大、カード交付の強制、制度目的などの面で、明らかにより深刻な問題をかかえているといわざるを得ない。

よって、このような「社会保障番号」制度の創設には、反対である。

以上

編集及び発行人	プライバシー・インターナショナル・ジャパン
	(PIJ)
	東京都豊島区西池袋 3 - 25 - 15 IBビル10F 〒171-0021
	Tel/Fax 03-3985-4590
	編集・発行人 中村克己
	<i>Published by</i>
	Privacy International Japan (PIJ)
	IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
	Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
	President Koji ISHIMURA
Tel/Fax +81-3-3985-4590	
http://www.pij-web.net	
2008.1.7発行 CNNニュースNo.52	

<p>入会のご案内 季刊・CNNニュースは、PIJの会員(年間費1万円)の方だけに送らせています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。</p> <p style="text-align: center;">郵便振込口座番号 00140-4-169829 ピ・アイ・ジェ・(PIJ)</p>
--

NetWorkのつぶやき

・民主党のドタバタ、個人商店の店主みたいな党首に、国民は大失望。それにしても庶民の意識から、相当ズレてる民主党。Mr.老害と子どもの集まりのような政党にウンザリ。でも、もう一方の自民党もひどい。いっそのこと、腰抜け待みたいいな連中にサヨナラして、「減税党」でも立ち上げるか!!(N)